

由布市社会教育フィルムライブラリー利用にあたって（利用規約）

利用許可条件

- (1) 本フィルムライブラリーは、学校・公共施設での社会教育、生涯学習、公の目的をもって無償で上映するものに限り、利用を許可する。
- (2) 貸与した映画フィルムの引き渡し、維持、修繕及び返却に要する費用は、映画フィルムの利用者において負担すること。
- (3) 貸与した映画フィルムは、16mm フィルムの扱いに精通した管理者によって利用・管理し、その適正な使用に努めること。
- (4) 貸与した映画フィルムについて、修繕、改造その他作品の現状を変更する必要がある場合は、あらかじめ教育長の承認を受けること。
- (5) 上記の修繕、改造等を行なうにあたっての費用は利用者が負担すること。
- (6) 貸与したフィルムは転貸し、又は担保に供しないこと。
- (7) 貸与したフィルムは利用目的以外に使用しないこと。
- (8) 貸与したフィルムについて、上映場所が指定された場合は、指定した場所以外の場所では使用しないこと。
- (9) 貸与したフィルムは、返却日までに必ず返却すること。
- (10) 貸与したフィルムを返却した後、利用者の利用によってフィルムに破損、もしくは損傷などが認められた場合、利用者の負担によって修繕もしくは弁償を行なうこと。
- (11) 貸与したフィルムの上映にあたって宣伝材料等を作成する場合は、「由布市社会教育フィルムライブラリー所蔵」等の表記を行なうこと。
- (12) その他、利用にあたって問題が発生した場合は、利用者と由布市社会教育フィルムライブラリー管理者と双方の協議の上、解決すること。なお、フィルムライブラリー管理者は由布市社会教育課長とする。